

# 全国市議会旬報

ぜんこくしぎかいじゅんぽう

第 2154 号

令和3年 (2021年) 4月25日  
 毎月3回5の日に発行  
 発行 全国市議会議長会

〒102-0093  
 東京都千代田区平河町2-4-2  
 代表 TEL 03 (3262) 5234  
 旬報 TEL 03 (3262) 2309  
 発行人 滝本 純生  
<https://www.si-gichokai.jp>



## 令和5年統一選までに

## 自民党合同会議

## 「請負禁止緩和」

# 「議会・議員位置付け」法制化

# 議員立法で



自民党総務部会・「地方議会の課題に関するPT合同会議」の様相

自民党は4月7日、総務部会と「地方議会の課題に関するプロジェクトチーム(PJT)」の合同会議を開き、地方議会改革への当面の対応策について協議した。議会三団体が求める要務事項のうち、「地方議会の位置付け・議員職務の明確化」は令和5年の統一地方選挙までの法制化、「請負禁止の範囲の明確化・緩和」は早期の議員立法化をそれぞれ目指す方針を説明、了承を得た。これらの方針を今秋までに実施される衆院選の選挙公約に盛り込む考えだ。

PTは平成31年 議員のあり方について3月の設置以来、 3月の設置以来、 議会の改革の検討を 重ね、その結果を 国会・政党③各議 、「令和時代にふさ しい地方議会・ 会・議員・議会三 団

PTは平成31年 議員のあり方について3月の設置以来、 議会の改革の検討を 重ね、その結果を 国会・政党③各議 、「令和時代にふさ しい地方議会・ 会・議員・議会三 団

このうち、「地方議会の位置付け・議員職務」については「令和5年の統一地方選挙までに地方自治法で明確化すべきだ」と明示した。その背景として「地方

このうち、「地方議会の位置付け・議員職務」については「令和5年の統一地方選挙までに地方自治法で明確化すべきだ」と明示した。その背景として「地方

議員は、地方自治法の施行前は名誉職・無給とされ、施行後も専門職と名譽職の中間的存在として認識されるなど、位置付けが曖昧であった」と指摘し、現行法に改善すべき点があるとの認識を示した。

### 「請負」立法は早急に

国会・政党については「喫緊の課題に迅速に対応」「国民的な議論が必要なものについて協議すること」を求め、立法化については「議員立法等による対応を行う」と

具体的には、「早急な検討」が必要とされる事項として①請負禁止の範囲の明確化・緩和②大規模災害の発生時等での招集日の変更③意見書の活用を例示し、これらの課題で議員立法化を急ぐ必要性を強調した。

具体的には、「早急な検討」が必要とされる事項として①請負禁止の範囲の明確化・緩和②大規模災害の発生時等での招集日の変更③意見書の活用を例示し、これらの課題で議員立法化を急ぐ必要性を強調した。

制度調査会答申でその必要性が指摘されたが、いまだ法制化のスケジュールが明確になっていない。このため、議会三団体が改めて早期実施を求めている。災害など緊急時の議会召集日の変更については本会が要望を出していた。

提言ではまた、議会三団体が強く求める厚生年金への地方議員の加入について、国会・政党が取り組むべき課題として挙げた。ただ、その取り組み方については、まず「各党・各会派による協議」が求められると指摘し、「厚生年金の適用拡大の状況も勘案しながら検討すべきだ」とするにとどめた。

**お知らせ**  
 旬報5月5日付第2155号は、5月15日付2155・6号の合併号として発行します。

# 請負禁止の範囲の明確化、緩和 災害等の場合の招集日の変更 立法化に向けた動き

## 第32次地方制度調査会答申 (令和2年6月)

- 議員のなり手不足に対する当面の対応
  - ① 議員の法的位置付け
    - ・ 法的効果等を勘案しつつ、議員活動の実態等も踏まえ検討
  - ② 議員報酬のあり方
    - ・ 人材確保の観点から適正な水準を下回る団体においては、住民の理解を得ながら、議員報酬の水準のあり方を検討
  - ③ 請負禁止の緩和
    - ・ 禁止の対象となる請負の範囲の明確化規制の緩和について検討
  - ④ 立候補環境の整備
    - ・ 立候補時の不利益取扱いの禁止について、労働法制のあり方に留意して検討

## 三議長会の決議等 (令和3年1～2月)

- 法改正の早期実現を求める決議
  - ① 議会の位置付け等を法律上明確化
  - ② 議員の職務等を法律上明確化
  - ③ 請負禁止の範囲の明確化、緩和
  - ④ 立候補に伴う休暇保障
  - ⑤ 意見書の積極活用、結果の公表
  - ⑥ 議員報酬に対する財政措置の充実等
- その他の要望
  - ⑦ 災害等の場合の招集日の変更

## 地方議会PTの提言 (令和3年4月)

- (1) 地方制度調査会で議論し、結論を得るよう政府に申し入れ
  - ・ 地方議会の位置付けや議員の職務等の法律上の位置付け
    - ⇒ 令和5年の統一地方選挙までに地方自治法で明確化すべきだ
  - ・ 首長と議会の権限のあり方
    - ⇒ 首長に強い権限が認められており、議会の権限は限定的であることから、権限のあり方についても検討すべきだ
  - ・ 各団体の課題と特性に応じた議会、議員、処遇等のあり方
  - ・ 立候補に伴う休暇保障の法制化 等
    - ⇒ 労働法制との関係にも留意しながら検討すべきだ
- (2) 議員立法、各党・各会派で協議
  - ・ 請負禁止の範囲の明確化、緩和
  - ・ 災害等の場合の招集日の変更
  - ・ 意見書の活用
    - ⇒ 議員立法で対応
  - ・ 地方議員の厚生年金への加入
    - 厚生年金の適用拡大の状況も勘案しながら検討すべきだ
    - ⇒ 各党・各会派で協議
  - ・ 選挙制度
- (3) 地方議会、全国議長会が自ら実施
  - ・ 議会活動をサポートする体制の強化
  - ・ 若者や女性などの人材育成の場作り
  - ・ 議会報告、視察の結果報告等の充実
  - ・ 政務活動費の使途の明確化等
    - ⇒ 各党・各会派で協議



## ワクチン接種 体制整備求める 全国から意見書・決議

2月から医療従事者に対する接種が始まり、4月12日に高齢者への接種がスタートした新型コロナウイルスワクチンについて、全国の市議会ではワクチンの安定的供給や円滑な接種の実施など体制整備を求める意見書を決定した。

新型コロナウイルスワクチンの接種体制整備を要望内容に含む意見書・決議の件数は意見書が36件、決議が20日には神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県へ適用地域が拡大された。重点措置は、対象地域となった各道府県の知事が市区町村や一部地域を指定し、飲食店へ時短要請・命令などの対策が可能となるもの。

7件の計43件（4月16日現在）。

意見書・決議の多くは、▽ワクチン接種の意義や副反応など具体的な情報の周知・広報、先行接種で明らかにしたワクチン接種の運営上の課題と対策を速やかに示すこと▽必要量のワクチンの速やかな確保、国の責任による接種体制の早期整備▽ワクチン接種スケジュールへの実務・調整を行う自治体の意見の反映、国の責任による現実的な計画の提示▽接種体制整備に係る費用への国の責任による措置などを求めている。

### まん延防止等重点措置 発出・拡大

新型コロナウイルス感染症の再拡大を受け、政府は4月5日から宮城県、大阪府、兵庫県に対して、まん延防止等重点措置を実施。同12日には東京都、京都府、沖縄県に、

## 2年度 要望結果

### 地方財政・地方行政委員会

③

# 地方税財源 充実・確保求める

本会の各委員会は7月と11月に要望書を決定し、政府・与党等関係各所に対し要望活動を行った。今号は地方財政・地方行政の両委員会の要望結果について掲載する。※会長提出決議で扱われた項目は前号・前々号に掲載のため省略。

## 地方財政委員会

### 固定資産税

地方財政委員会では固定資産税について、▽制度の根幹に影響する見直しを行わない▽新型コロナウイルス緊急経済対策として講じた特例措置の期限到来をもった確実な終了▽令和3年度評価替えの確実な実施—を求めてきた。

償却資産に係る固定資産税の特例措置は、政府及び与党の税制改正大綱に延長後の適用期限到来をもつての廃止が明記された。3年度評価替えは

減措置の要望結果については4月5日号に掲載)。3年度の固定資産税は9兆628億円。

### 自動車関係税

本会の会長提出決議でも求めた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置の更なる延長を行わないことに加え、環境性能割の適用区分見直し等にあたる基準の切り替えと重点化を求めた。

環境性能割の臨時的軽減措置は3年末まで延長、減収分は国費負担される(本紙4月5日号2面に掲載)。

### 地方税財源の確保・充実

①個人住民税の確保・充実および制度のあり方検討②地方の基金残高の増加を理由とした地方交付税等の削減を行わない

一方、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、負担調整措置等により税額が増加する土地については前年度同額に据え置く特別な措置が講じられる。

環境性能割の臨時的軽減措置は3年末まで延長、減収分は国費負担される(本紙4月5日号2面に掲載)。

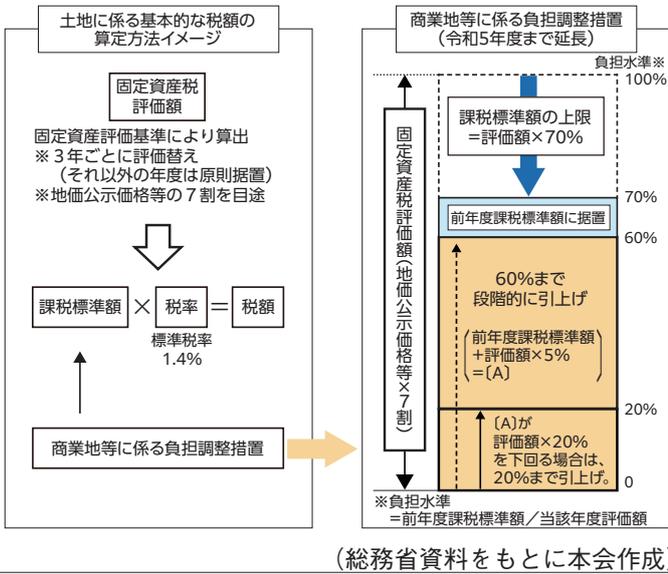
③会計年度任用職員制度の所要額全額への財政措置—などを要望した。

①について、個人住民税の住宅ローン控除では所得税における措置の対象者について、所得税額から控除しきれない額を現行制度と同額の範囲内で個人住民税額から控除することとなった。この措置で生じる地方税の減収分については、地方特例交付金により全額国費で補填される。

【4面へ続く】

### 固定資産税の令和3年度評価替えへの対応

- 固定資産税においては、土地・家屋について、3年に1回、「評価替え」を行い、価格の変化を反映(令和3年度が評価替え年度)。
- 宅地等および農地の負担調整措置について、3年度から5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度および税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。
- その上で、令和3年度に限り、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置を講じる。



### コロナ関連交付金

2年度第三次補正予算

では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が1.5兆円、新型コロナウイルス感染症

緊急包括支援交付金が1.3兆円それぞれ増額

②について、基金残高の増加を理由とした地方交付税等の削減は行われなかった。

③について、会計年度任用職員制度の平年度化

【3面から続く】  
により期末手当の支給月数の増によって生じる経費664億円が増額され、2402億円が計上されている。

## 地方行政委員会

①について、一般単独事業債(通常収支分)は2兆7724億円を計上。うち、地域活性化事業債は690億円となった。

②について、新型コロナウイルス感染症の影響で大幅減収となる地方消費税やゴルフ場利用税など7税目は2年度限りの措置として減収補填債の対象税目に追加された。地方財政措置として、充当率100%、交付税措置率は75%または100%で

普通交付税の精算措置の対象外とされている。④について、3年度地方債計画では過疎対策事業に5000億円を措置。新たな過疎対策の確立に対応し、過疎地域の持続的発展のための施策を推進するとした。

### 消防・防災体制充実強化

総務省消防庁の令和3年度予算では、128.2億円が確保された。うち、大規模災害に備えた緊急消防援助隊の充実強化に52.6億円、防災情報

### 地方創生 地方分権改革

まちづくり協議会など地域運営組織への支援についても改訂版総合戦略に明記され、地域課題の解決に向けた取組を積極的に実践する地域運営組織の活動支援が行われる。

### 過疎地域 自立促進

また、3年度地方債計画で過疎対策事業債は5000億円、辺地対策事業債は520億円を計上した。

過疎地域に対する財政措置の充実▽過疎地域への税制上の配慮―などを要望した。

### 提案募集方式 9割超実現・対応

令和2年の地方分権改革における「提案募集方式」については、同年12月「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定された。

3年度総務省予算では、地方税の減収補填措置については、対象業種に情報サービス業が追加されるなど、制度が拡充された上、適用期間が6年度末まで3年間延長となった(上表)。

合併市町村に講じられている普通交付税の合併算定替等の財政措置など、合併市町村の実態に即した交付税算定の引き続きの実施と小規模市町村が安定的に財政運営を行える段階補正の強化を要望。地方交付税の算定において、合併市町村に対する合併算定替、小規模市町村に対する段階補正は例年通り行われた。

### 地方債計画

①地方債資金の確保②起債対象事業の拡大③合併特例債の所要額確保および元利償還金の普通交付税算入率引き上げ④過疎対策事業債の所要額確保―などを要望。

地方への分散を促進する取り組みについては、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020年改訂版)をもとに引き続き地方への移住・定着の推進や地方とのつながりの構築が支援されることになった。

令和2年の地方分権改革における「提案募集方式」については、同年12月「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定された。全提案259件のうち170件について検討が行われ、うち157件(93.5%)が実現・対応された。

(表) 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却および過疎地域における地方税の減収補填措置の拡充・延長の概要

| 項目         | 改正内容                                      |
|------------|---|
| ①対象業種      | 「情報サービス業等」を追加                             |
| ②取得価額要件    | 資本金の規模に応じ、500万円以上まで引き下げ                   |
| ③対象となる設備投資 | 取得又は製作若しくは建設 ※資本金の額が5,000万円超である法人は新設、増設のみ |
| ④適用期間      | 3年間延長(令和6年3月31日まで)                        |

(総務省資料をもとに本会作成)

3年度地方債計画における合併市町村への財政措置

いて、旧合併特例債が6200億円計上されたほか、地域活性化事業債が690億円確保された。

また、今後合併する市町村には「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき引き続き地方財政措置が講じられる。

社会 保障 税 番号 制度

情報連携および制度の運用等に係る地方自治体の財政負担への支援措置拡充などについて要望。

3年度総務省予算では「マイナンバーカードの普及・利活用の促進」として1325.8億円が計上された。

主な経費として、個人番号カード交付事務費補助金に592.6億円が確保され、マイナンバーカードの交付事務を担う市町村の体制拡充への支援が行われる。

基地関係対策予算

基地交付金・調整交付

金は3年ごとに行われる固定資産税の評価替えの翌年に増額されており、直近では令和4年度が該当する。3年度総務省予算では、いずれも前年度同額の基地交付金291.4億円、調整交付金74.0億円が確保された。

3年度防衛省予算では、基地周辺対策経費を歳出ベースで1553億円確保。うち、住宅防音対策に625億円、周辺環境整備対策に928.4億円確保された。

拉致 問題 早期 解決

拉致問題に関して3年度予算では、内閣官房拉致問題対策本部事務局関係に13.43億円、内閣府大臣官房拉致被害者等支援担当室関係に3.82億円を計上。拉致被害者全員の帰国に向けた取り組みが引き続き推進される。

所有者不明 土地 対策

所有者不明土地対策に

**所有者不明土地問題に関する民法および不動産登記法の改正案のポイント**

- ・相続時の登記を義務化  
取得を知ってから3年以内に登記申請、違反すれば10万円以下の過料
- ・土地を国庫に返納可能に
- ・所有者の一部が所在不明の土地・建物を活用する制度を新設

(法制審議会要綱をもとに本会作成)

ついて本会は、▽地方自治体等が円滑に利活用・管理できる環境の整備▽不動産権利に関する登記制度の見直しを求めた。

政府は3年3月5日、所有者不明土地問題の対策を盛り込んだ民法と不動産登記法の改正案を閣議決定した。土地の相続登記を義務付け、違反した場合には過料を科す。また、相続した土地の所有権を手放し国庫に返納

できる制度も盛り込んだ。第204回国会中(6月16日まで)の成立を目指す。ほか、3年度予算でも関連する施策に所要額が確保されており、国交省では所有者不明土地の円滑な利活用の推進に0.48億円、ランドバンクの活用等を通じた低未利用土地等対策の推進に0.37億円が計上され、法務省では所有者不明土地問題への対応及び地図整備体制の強化等に73.81億円が確保された。

空き家 対策 財政 支援 等

空き家対策における財政支援等について、3年度国交省受託関係予算では空き家対策総合支援事業に45億円が確保された。

ほか、住宅市場を活用した空き家対策モデル事業に3.5億円が計上され、社会資本整備総合交付金等でも空き家対策が

また、空き家の適正管理に関しては、3年度国交省不動産・建設経済局関係予算で不動産取引環境の整備に0.36億円が計上され、空き家等の流通・活用への取り組みなどが促進される。

竹島の領有権確立は内閣官房の領土・主権対策関係予算で対応され、内閣官房領土・主権対策企画調整室予算として3.76億円が確保された。

領土・主権 対策

北方領土・竹島問題とも大きな進展は見られなかったものの、3年度予算で関連予算が確保されている。

市区町村女性議員 14.8% 総務省調べ

総務省は3月30日、令和2年12月31日現在の「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調査」を発表した。市区町村議会議員の人数は全体で2万9608人、うち女性議員は4382人(14.8%)となった。女性議員の割合は年々増加傾向にあるものの、いまだ1割台にとどまっている。2年度実施の市区議会議員選挙は、一般選挙が72件、補欠選挙および38件、無投票当選が15件となった。詳細は総務省ホームページに掲載。

# 事業計画・決議案を了承

## 病院協 正副会長・監事・相談役会議

全国自治体病院経営都市議会議長会(会長 濱崎昭臣)は4月14日、監事会議ならびに正副会長・監事・相談役会議を書面で開催した。



濱崎病院協会会長  
(天草市)

監事会議では、令和2年度決算について監査を行い、適正であることを認め、役員会では、3年度事業計画、会議・活動日程、総会決議(案)について了承し、5月19日付で書面開催が予定されている第49回定期総会に提案するとした。

### 議会人事

- ▽議長 下呂中島達也(2・4・28)
- ▽副議長 山本英俊(3・23)
- ▽事務局長 清水和弘(3・23)
- ▽旭川 酒井睦元(4・1)
- ▽室蘭 瀧浪孝行(4・1)
- ▽砂川 為国修一(4・1)
- ▽八戸 田中一美(4・1)
- ▽三沢 蹴揚光昭(4・1)
- ▽北上 鈴木真(4・1)
- ▽塩竈 川村淳(4・1)
- ▽白石 遠藤輝雄(4・1)
- ▽岩沼 沼田輝明(4・1)
- ▽東松島 齋藤友志(4・1)
- ▽大仙 谷口藤美(4・1)
- ▽仙北 朝水勝巳(4・1)
- ▽酒田 前田茂男(4・1)
- ▽南陽 安部真由美(4・1)
- ▽いわき 小針正人(4・1)
- ▽須賀川 堀江秀治(4・1)
- ▽長岡 小池隆宏(4・1)
- ▽十日町 田口秀樹(4・1)
- ▽南魚沼 大津泰子(4・1)
- ▽輪島 橋爪朱文(4・1)
- ▽かほく 小村登志也(4・1)
- ▽あわら 大角勇治(4・1)
- ▽駒ヶ根 平岩肇(4・1)
- ▽飯山 湯本登喜二(4・1)
- ▽佐久 荻原万樹(4・1)
- ▽日野 山崎八州志(4・1)
- ▽福生 藤井 勲(4・1)
- ▽多摩 飯島武彦(4・1)
- ▽台東 前田幹生(4・1)
- ▽品川 工藤俊一(4・1)
- ▽世田谷 林 勝久(4・1)
- ▽板橋 渡邊 茂(4・1)
- ▽川崎 渡邊光俊(4・1)
- ▽伊勢原 柴田康鑑(4・1)
- ▽甲斐 山田 洋(4・1)
- ▽笛吹 荻野重行(4・1)
- ▽古河 福田 猛(4・1)
- ▽鹿嶋 清宮博史(4・1)
- ▽常陸大宮 堀江信宏(4・1)
- ▽稲敷 坂本 哲(4・1)
- ▽桐生 小林秀夫(4・1)
- ▽伊勢崎 鈴木保弘(4・1)
- ▽渋川 平澤和弘(4・1)
- ▽藤岡 小島 治(4・1)
- ▽安中 清水裕之(4・1)
- ▽川越 松本清一(4・1)
- ▽熊谷 堀越奈緒美(4・1)
- ▽飯能 安藤幸宏(4・1)
- ▽春日部 会田和彦(4・1)
- ▽羽生 飯塚文記(4・1)
- ▽入間 書間忠利(4・1)
- ▽久喜 市川竜哉(4・1)
- ▽蓮田 栗原 栄(4・1)
- ▽坂戸 清水満夫(4・1)
- ▽鶴ヶ島 中村史代(4・1)
- ▽日高 梶山吉之(4・1)
- ▽白岡 齋藤 久(4・1)
- ▽館山 新井 耐(4・1)
- ▽木更津 池田ゆかり(4・1)
- ▽松戸 入江広海(4・1)
- ▽成田 古里忠行(4・1)
- ▽我孫子 中野信夫(4・1)
- ▽鴨川 佐久間達也(4・1)
- ▽四街道 岩堀精昇(4・1)
- ▽静岡 森井 聡(4・1)
- ▽沼津 中島康司(4・1)
- ▽熱海 田中英樹(4・1)
- ▽富士 小林賢治(4・1)
- ▽岡崎 近藤秀行(4・1)
- ▽常滑 相武宏英(4・1)
- ▽小牧 高木大作(4・1)
- ▽知立 山崎保志(4・1)
- ▽清須 栗本和宜(4・1)
- ▽弥富 佐野智雄(4・1)
- ▽四日市 北住将義(4・1)
- ▽亀山 渡邊靖文(4・1)
- ▽美濃加茂 渡辺明美(4・1)
- ▽山県 土井義弘(4・1)
- ▽瑞穂 久野秋広(4・1)
- ▽大阪 三井陽一(4・1)
- ▽泉大津 藤原一樹(4・1)
- ▽泉佐野 池田秀明(4・1)
- ▽藤井寺 坂本美保子(4・1)
- ▽益田 寺戸一弘(4・1)
- ▽大田 川島穂土輝(4・1)
- ▽高梁 竹並信一(4・1)
- ▽呉 安部広志(4・1)
- ▽府中 皿田利光(4・1)
- ▽庄原 花田讓二(4・1)
- ▽竹原 笹原章弘(4・1)
- ▽東広島 大島 隆(4・1)
- ▽山口 宮崎知彦(4・1)
- ▽萩 須郷 誠(4・1)
- ▽下松 大空之文(4・1)
- ▽岩国 鈴木芳智(4・1)
- ▽長門 堀 隆人(4・1)
- ▽阿南 西尾和洋(4・1)
- ▽高知 山崎敬造(4・1)
- ▽北九州 福島俊典(4・1)
- ▽朝倉 平田龍次(4・1)
- ▽大川 和田孝紀(4・1)
- ▽小郡 藤吉 宏(4・1)
- ▽太宰府 木村幸代志(4・1)
- ▽うきは 高瀬将嗣(4・1)
- ▽伊万里 松岡猛彦(4・1)
- ▽小城 柳川孝義(4・1)
- ▽嬉野 白石伸之(4・1)
- ▽平戸 赤木誠治(4・1)
- ▽対馬 國分幸和(4・1)
- ▽南島原 綾部洋一(4・1)
- ▽玉名 糸永安利(4・1)
- ▽山鹿 小山 天(4・1)
- ▽竹田 野仲芳尊(4・1)
- ▽都城 藤崎雄三(4・1)
- ▽日南 鬼束昌義(4・1)
- ▽串間 野辺幸治(4・1)
- ▽南さつま 長崎節雄(4・1)

### 新庁舎落成

▽旭市(千葉県)  
〒289-2595  
旭市二の2132  
電話番号、ファクス番号は変更なし

議会フロアは4階。傍聴のしやすさに配慮して、議席と傍聴席の高低差は小さくされている。また、議場内には木材が使われ、木の温もりと格式に満ちた議場を実現している。



旭市役所新庁舎  
(写真提供=旭市)



議場  
(同左)